

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和7年8月22日	
契 約 件 名	サーキュレーター修理 一式	
契 約 金 額	6, 133, 600円	
契 約 の 相 手 方	東京都調布市柴崎2丁目1番地3 島田理化工業(株)	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第四係 Tel 029-864-5168	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	本件は、分解調査の結果、修理が必要と判定されたサーキュレーターについて、引き続き使用可能な永久磁石とフェライトを流用のうえ移相器を製作し修理を行うものである。	
随意契約の理由	本件対象のサーキュレーターは、島田理化工業(株)によって設計・製作されたものであり、本件を行うために必要な設計資料等、詳細な資料を持っている唯一の企業である。 そのため、同社はその構造、機能、特性について細部に至るまで熟知し、本件を行うことができるに足る技術及び信頼性を有している。 よって、本件の修理を請け負うことができる者は島田理化工業(株)以外にはなく、随意契約としたものである。	